

【季刊】法律をもっと身近に

ほうてらす Vol.37

P06-07

INTERVIEW

為末 大さん

P08-09

困ったときの法テラス
相談事例集Vol.1

P10

スタ弁日記

P11

リレーション・テラス

P12

こちら法テラス旭川です!

特集

暮らしのなかの法律

P02-05

スポーツと法律

知っておきたいルールの世界

法テラスは業務開始10周年

日本司法支援センター

10th Anniversary 法テラス

01



北海道旭川市3条通
9-1704-1
TKフロンティアビル6F
☎0503383-5566
🕒平日9:00～17:00
🚶JR「旭川」駅から徒歩
8分。旭川電気軌道バス、
道北バス「3条9丁目」停
留所から徒歩1分。



このコーナーでは、
地方事務所の活動内容
などをご紹介します!



山を越え、海を渡り、雪をかき分け

北の大地、北海道で最北の地域を管轄するのが、法テラス旭川です。面積でみて北海道の約4分の1を受け持つ、まさに「広大な北の大地」がぴったりの事務所です。

自治体や福祉機関等の皆さまからの「法テラスってなに?」という声に応じて、スタッフ弁護士や職員が法テラスの業務説明にお伺いするには、車で山を越え、ある時はフェリーで海を渡り、ある時は雪をかき分け、ということになります。

平成27年には、司法ソーシャルワークの試みとして、旭川市、旭川弁護士会と協力し「旭川市リーガルぶらっとホーム」を始めました。旭川市の福祉機関の方々とスタッフ弁護士が一緒になって、支援が必要な方のお困りごとを整理し、法的支援が必要な場合には、旭川弁護士会の弁護士におつなぎする取り組みです。

ただ、いかんせん管轄の地域は広大です。全域に十分な支援が届いているわけではありません。地域の皆さまのお困りごとの解決に向けた支援の輪をもっと広げるため、法テラス旭川は、今日も北の大地をかけまわります。



日本司法支援センター

法テラス

困ったら法テラス。まずはお電話を。〔平日:午前9時～午後9時〕
〔土曜日:午前9時～午後5時〕

おなやみなし
法テラス
サポート
ダイヤル
0570-078374
IP電話からは03-6745-5600

犯罪被害者
支援ダイヤル
0570-079714
IP電話からは03-6745-5601

おなやみレスキュー
震災法テラス
ダイヤル
0120-078309

www.houterasu.or.jp 法テラス

発行:日本司法支援センター(法テラス)本部/発行責任者:事務局長 鈴木啓文
法テラス本部 〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 電話:050-3383-5333(代表)

平成28年7月発行

法テラスの由来

法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味を込めています。

知っておきたいルールの世界

Sports
& Law!

スポーツと法律

競技スポーツにそれぞれのルールが定められているように、社会には法律というルールがあります。
では、スポーツに関するルールや法律には、一体どんなものがあるのでしょうか。
スポーツに関するルールや法律を知って、スポーツをもっと楽しみましょう。

Out?
Safe?

今 年はオリンピックイヤー。世界2000を超える国と地域から、約1万人のアスリートがブラジルに集結し、スポーツの技を熱く競います。競技スポーツに必ずあるルールには、いったいどのような働きがあるのでしょうか？

サッカーでは意図的に腕・手でボールを扱うことは反則、バレーボールでは自分のコートにボールが落ちると相手に点が入ります。ほとんどすべてのスポーツには、危険なプレーを防止しながら競技を進めるためのルールが決められています。スポーツを楽しんでいるのは、ルールがしっかり決められているからこそともいえます。

暮らしのなかにも「信号を守る」「借りたものは返す」などのルールがあります。自由があるほうがいいけど、もしルールがなかったら…。多くの人が好きなように振る舞うと、困ってしまう人も周囲に出てくるでしょう。そこで、社会で暮らす上で最低限守らなければならぬルールを文章にしたのが法律です。また、英語で「judge(ジャッジ)」には審判という意味がありますが、裁判官という意味もあります。スポーツにおけるルールと審判の関係は、社会における法律と裁判官の関係ともいえます。スポーツのルールも社会の法律も、みんなが安心してスポーツを楽しみ、社会に参加できるように作られているのです。

さて、下の絵は、とある町の様子です。ルールを守っている人もいれば、そうでない人も。これって、セーフ？アウト？一緒に考えてみましょう。



Case 01

監督からセクハラまがいの指導を受けています。

受け手が不快に感じたらセクハラです。

日本のスポーツ界は、指導者と選手、先輩と後輩など、上下関係が厳しく、セクハラ（セクシャル・ハラスメント）や体罰などが起こっても表面化しにくい環境があるとはしばしば指摘されます。そこで公益財団法人日本体育協会は「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を制定し、性的言動、表現によるセクハラ行為を厳しく戒めています。

不必要に身体に接触しながらの指導、性的な冗談やかにかいなど、受け手が不快に感じたらセクハラです。法律上は、民事・刑事上の責任を追及できる場合があります。



Case 02

学校の休み時間中に起きた事故の責任は、学校側にある？

指導者・学校に注意義務違反が認められる場合、民事・刑事の責任が問われることも。

学校では、体育の授業、クラブ活動、休み時間など、さまざまな場でスポーツが行われます。休み時間には、教師の目が行き届かず、事故が発生しやすい場面である一方で、学校は、生徒や児童をずっと監視するわけにもいきません。

東京の区立小学校の児童が休み時間に一輪車に乗っていた児童から衝突されて傷害を負った事故で、遊びの内容、児童の数、不十分な監視・監督体制等から、一輪車に乗った児童がほかの児童と衝突する等の危険が十分予見でき、適切な指導を行うべきであったとして、区に損害賠償を命じた裁判例もあります。



契約書に書かれていても、うのみにしないで！

フィットネスクラブのなかには「会社は、施設内で盗難、傷害その他の事故が発生した場合に、いかなる損害賠償責任も負わない」という会則を設けているところもあります。

しかし、クラブ側には会員に対する民法上の安全配慮義務等に基づき、損害賠償責任が生じることがあります。先にあげたような責任を一方的にすべて免れるといった会則の規定は、消費者契約法に違反し無効であると考えられます。

治療費や慰謝料などの損害賠償が請求できるかもしれません。

Case 03

フィットネスクラブで器具が壊れケガをした。しかし、契約書には「当クラブで起きた事故は一切責任を負いません」の文字が。



お気軽にご相談ください！

法テラスは、皆さまがひとりで悩まないようにするサポート機関です。お悩みごとが法律に関することかどうか分からなくても、まずはお気軽にお電話ください。

法テラス・サポートダイヤル

☎0570-078374



スポーツルールに関する素朴な疑問

Q

サッカーでは、なぜ手を使つてはいけないの？

A

ルールを決める過程で、手を使うものがラグビー、サッカーになったからです。

諸説ありますが、日本サッカー協会によると、サッカー発祥の地とされるイングランドでは、18世紀ごろ、上流階級の子弟が通うパブリックスクールで、フットボールがプレーされていました。統一ルールが定められていなかった当時は、手を使うことなども認められていたそうです。

1863年、フットボールクラブ代表者によって、サッカー協会が設立され、ボールを手にとって走ることなどが禁止されたルールが作られました。

そして、ボールを手にとって走ることとを認めたクラブは、ラグビーをプレーするようになったそうです。最初から手を使つてはいけないというルールがあったわけではなく、時代の変遷を経て今のルールがあるのです。



Q

ボクシングは殴り合いなのに、傷害罪で処罰されないの？

A

スポーツとしてボクシングを行っているのであれば、通常、処罰されません。

刑法では、違法な行為でなければ罰せられません。ボクシングは社会的に確立したスポーツであり、ルールに則って試合で人を殴ることは「正当業務行為」であり、違法ではないとされることから、通常、暴行罪（刑法208条）や傷害罪（刑法204条）には問われません。

なお、この考え方は、医者が手術をする際に患者にメスを入れる行為も通常は違法とされないことと同様です。

現役時代、練習に打ち込む姿から「侍ハードラー」の異名を取った為末大さん。
引退後、「スポーツで社会問題を解決する」ことを目指して
アスリートのセカンドキャリア支援や企業向けの健康事業など多様な
活動をしている為末さんに、スポーツや社会のルールについてうかがいました。

為末大さん

(元プロ陸上競技選手)

モラルを逸したことが出てきたら、
議論して新たなルールを作る

「僕は身長が170cmとハードル選手としては小さいので、ハードルの高さは身長に合わせるというルールがあったらよかったですね(笑)」

現役時代に理不尽だと感じたルールがあるかをたずねると、為末さんから冗談めかしてそんな答えが返ってきた。確かに、そのほうが公平かもしれません。しかし、ハードルの高さはルールで決められています。

「スポーツは一定のルールがあり、そこに参加する全員が守ることを前提として行われる競争です。ひとつのルールの下で争わないと、ゲームは成立しません」

このルールの内側には暗黙のルール、「モラル」もあります。

「日本のスポーツはモラルを重んじます。とても大切だけど、一方でモラルの外からやってくる奇策や奇手に負けてしまうこともあります」

元プロ野球選手の松井秀喜さんは、高校時代の甲子園のある試合で5打席とも敬遠され、チームは試合に負けてしまったことがありました。

常識からはみ出すことを
むしろ歓迎して議論を重ね、
新たなルールを作っていく。
今の日本に必要なんじゃない？

PROFILE

ためすえ だい／1978年生まれ、広島県出身。男子400メートルハードルの日本記録保持者(2016年6月現在)であり、スプリント競技における日本人初の世界大会メダリスト。シドニー、アテネ、北京オリンピックに出場。2012年引退。現在は、スポーツや社会、教育などに関する活動を幅広く行っている。

「これはルール上は問題ないけど、モラル上どうなんだと騒動になり、高野連は『正面から勝負してほしかった』とコメントしましたが、様々な考え方がありますよね。僕は、高校球児たちに議論をさせたかったですね」

為末さんは、モラルや常識から外れたことが出てきたとき、拒絶ではなく歓迎して議論を重ね、新しいルールが決まっていくことが大切だと考えています。これは、一般社会にも当てはまること。モラルの中は円滑だけど、新しい発想が出てこないために社会は萎縮し、グローバルな視点で見ると国は衰退していくと言います。

「高齢化社会の中で、イノベーションを起こす種を摘んでしまったら、死活問題ですからね。モラルを守るという日本人のいいところは持ちつつも、もう少し柔軟に新しいことをやって、議論し、新たなルールを作っていく必要があると思います」

ずっと悩み続けずに、頭の中に
余白を持つことが大切

日本人には、他人に迷惑をかけたくないという意識も強く働きます。「何でも自分で解決しようとする特性

は、日本人のすばらしいところ。でも、そのことが自分を追い詰め、さらに大きな問題を引き寄せている気がします。自分ではどうにもならないことは、他の人を頼るのがいいと思います」

為末さんも、現役時代にスランプで悩み続けたことがあったそうですが、友人と話をしたことで、「スランプだ、スランプだ」と思い込んで、そこから逃げられない自分になっていたことに気付いたのだとか。そんな為末さんの人生の教訓は、「一歩置かずには解決できる問題はない」というもの。

「悩んでいる最中には解決策は出てこないものです。人に話を聞いてもらったり、専門家に意見を求めてみたり、頭の中で連続している悩みごとに一拍おいて、余白を作って、客観的になる。悩んでいると難しいかもしれませんが、法テラスのような支援機関を上手に活用できたらいいですね」



ベストセラー『諦める力-勝てないのは努力が足りないからじゃない』の続編新刊。『逃げる自由-距離をとることであらくなる』プレジデント社より発売中。

困った
ときの



法テラス

相談事例集
Vol.1

法テラス・サポートダイヤルをご利用ください！

「法テラス・サポートダイヤル」は、法テラスの総合窓口。電話やメールで寄せられる皆さまからのお問い合わせに対し、約5千件の法制度情報と2万件以上の関係機関情報に基づいて、法制度のご紹介、相談窓口のご案内を行っています。

Case 1

妻の休暇に合わせて夏休みにハワイに行くことにしました。会社に有給休暇を申請したところ、その期間は忙しいから認められないと言われました。有給休暇って自由に取れないのですか？



30代・男性

原則、自由に取ることができます。ただし、事業に支障が生じる場合には、会社がその時季を変更できることがあります。まず会社と相談した上、それでも納得できないときは、労働基準監督署等に相談するとよいでしょう。

Case 2

既婚男性と交際しています。先日、彼の奥さんから「1,000万円の慰謝料を請求します」との手紙が届きました。こんな大金支払えません。どうしたらいいですか？



20代・女性

既婚者と知りながら交際していた場合、慰謝料請求が認められる可能性があります。金額は個別の事情によって異なりますので、一度、弁護士にご相談されてはいかがでしょうか。

Case 3

窓口にブラジル国籍の方がいらっしゃっているのですが、私も、むこうもつたない英語でどうしてよいか…。どうやらお金のことで困っていらっしゃるようではあるのですが…。



40代・市役所福祉課職員

法テラスでは多言語情報提供サービスを実施しています。現在、英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語に対応しています。ご本人からお電話いただければ、通訳を介して、日本の法制度や相談窓口情報をご紹介します。

多言語情報
提供サービス

0570-078377

(受付：平日9時～17時) *通話料がかかります。

Case 4

4月の地震のせいで住宅ローンの支払いが苦しくなりました。どうしたらよいのでしょうか？



40代・女性

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき、住宅ローンの大幅な減額や免除を受けられる可能性があります。まずは最寄りの弁護士会にご相談されてみてはいかがでしょうか。併せて、自己破産等の法的手続により債務の整理をすることもご検討ください。

※法テラスでは、震災対応専用ダイヤル「震災 法テラスダイヤル」を設置しています。詳しくはP11をご覧ください。

お問合せ方法

様々な窓口をご用意しています。ご希望にあわせてご利用ください。

→お電話で

法テラス・サポートダイヤル

0570-078374

受付：平日9時～21時、土曜9時～17時
対応：オペレーター
*通話料がかかります。

→窓口で

お近くの法テラス

受付：ホームページでご確認ください
対応：消費生活専門相談員資格者など

→パソコンで

メールによる情報提供

受付：24時間 年中無休
回答：可能な限り早く行います
※ただし、土日、祝祭日、年末年始は、回答が遅くなります。

よくあるお問合せ・相談窓口の検索

[詳しくはホームページをご覧ください]

www.houterasu.or.jp/service/

知ってください、法テラスのこと。

情報提供 業務

法テラスの
主な業務

民事法律
扶助業務

司法過疎
対策業務

犯罪被害者
支援業務

国選弁護等
関連業務

法テラスは、各種機関・団体とネットワークの構築・強化に努めながら、様々な法的支援を行っています

自治体、弁護士、司法書士、警察、支援団体…。相談窓口がバラバラなために必要な情報にたどり着けない、経済的に余裕がなく相談できない、近くに専門家がいないなどの理由から、法律の専門家の助けを得られないという問題に対処するため、平成18年4月10日、国が全額出資し法テラスを設立しました。

《法テラスの主な業務》

情報提供業務

生活上の法的なトラブルに対し、解決に向けた情報を無料でご案内します。どなたでも、何回でも匿名で利用できます。

お悩みを抱えているご本人が電話をかけるのをためらっていたり、一人で電話をかけるのが難しい場合は、ご家族や友人、サポートする方々からお電話いただくこともできます。

民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方を対象に無料法律相談を行い、必要な場合には審査のうえ、弁護士費用等を立て替えます。7月からは大規模災害被災者の方も無料法律相談の対象となりました。

犯罪被害者支援業務

相談窓口のご案内、利用できる法制度などの情報を無料で提供し、個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行います。その他、被害者参加人のための国選弁護制度や被害者参加旅費等支給制度の事務も行っています。

国選弁護等関連業務

国選弁護等に関する弁護士との契約、国選弁護人等候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人等に対する報酬・費用の支払いなどを行います。

司法過疎対策業務

身近に法律家がない地域に司法過疎地域事務所を設置します。そこに常駐するスタッフ弁護士が、民事法律扶助事件や国選弁護事件等に取り組みんでいます。

※スタッフ弁護士
法テラスに勤務する弁護士。司法過疎地域だけでなく、都道府県の県庁所在地等にある地方事務所・支部などで民事法律扶助、国選弁護等の法的サービスを行っています。
P10「スタ弁日記」をどうぞ！



法テラスの活動やイベント、ニュースなど、
さまざまな情報をお届けします。

Information

熊本地震で被災された皆さまへ

平成28年(2016年)熊本地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

法テラスでは被災された皆さまが抱えている法的問題について、解決に役立つ法制度や相談窓口等の情報提供を行っております。また、7月1日からは本年5月27日に成立した「総合法律支援法の一部を改正する法律」に基づき、熊本地震で被災された方であれば、収入や資産の状況にかかわらずどなたでも無料の法律相談を受けていただけるようになりました。詳しくは「震災 法テラスダイヤル」または法テラスのホームページからご確認ください。

震災 法テラスダイヤル

0120-078309

(受付: 平日 9時~21時 土曜 9時~17時)

ホームページでは、よくあるご質問と回答の事例集を掲載しております。

<http://www.houterasu.or.jp/earthquake/qaindex.html>

法テラス



Information

ご寄附について

法テラスでは、随時ご寄附をお受けしています。皆さまからいただいた寄附金は法テラスが行う公共性の高い業務の事業資金として有効に活用させていただきます。法テラスにご寄附いただくと、税制上(所得税、相続税、法人税)の優遇措置をお受けいただけます。詳しくはホームページをご覧ください。

http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kifukin/



編集後記

スポーツは言葉が通じない者同士でも同じルールのもと一緒に競技を楽しめる世界共通の文化です。ただ、ルールが明確に決められていても、真剣勝負ゆえ、多くのスポーツにトラブルはつきものです。同じように、法律があっても社会生活にトラブルはつきものです。法律に関して困ったことが起きたら、専門家に相談しましょう。(M.M)

【本誌へのご意見・ご感想はこちらまでお寄せください】

法テラス本部 総務部 広報・調査室

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

T E L : 050-3383-5348

E-mail : kouhou-chousa@houterasu.or.jp

Twitter : @houterasu_4_10

法テラスでは、役員の報酬及び職員の給与の水準について公開しています。詳しくは法テラスホームページをご覧ください。



スタ弁、被災地へ 自治体職員として復興に取り組む!

さとう・たかのぶ / 2010年弁護士登録。福島にてスタッフ弁護士の養成期間中に東日本大震災を経験。13年4月から16年4月まで宮城県東松島市役所に派遣。趣味は時代小説を読むこと。好きな食べ物はカレー。



法テラス本部常勤弁護士総合企画部付

佐藤隆信 弁護士

宮城県東松島市の野蒜海岸(「野蒜」と書いて「のびる」と読みます)は、日本三景の一つである特別名勝松島の一角にあります。美しい松林に囲まれた砂浜は多くの観光客でにぎわい、幼いころ仙台に住んでいた私も毎年海水浴に訪れていました。しかし、平成23年3月11日、野蒜海岸は東日本大震災による大津波に襲われ、甚大な被害を受けました。

私は法テラスのスタッフ弁護士ですが、震災復興支援の一環として東松島市への派遣を希望し、平成25年4月から約3年間、自治体職員として活動してきました。

ほかの被災地同様、東松島市では様々な課題が山積していました。被災した広大な土地をどのように復興していくのか、被災者支援制度をどう運用していくのか、など。住民の悩みや要望に向き合い、日夜業務に取り組む職員の姿に、気持ちを新たにさせられました。

私も市役所の一員として市内各所に足を運び議論を交わしながら、様々な法的課題に取り組みしました。

市役所の一員として
共に悩み、考える

例えば、復興事業を進めるにあたっては、様々な契約を施工主や地権者などと締結するため、書面の作り方について職員から多くの相談を受け、弁護士としての知見を踏まえて助言したところ大変喜ばれました。基本的に依頼者のために働く弁護士と公共の利益のために勤務する公務員との立場の違いに戸惑うこともありましたが、同僚職員をはじめ多くの方々に支えられ、頑張ることができました。

野蒜の内陸部では新たな住宅地の開発が進み、不通となっていた

鉄道も復旧しました。東松島市の復興は、着実に進んでいくと思います。

平成28年4月中旬、熊本地震が発生し、九州地方に大きな被害をもたらしました。東日本大震災と熊本地震とでは、被害のあらわれ方が異なるところもありますが、災害に伴い生じる法的課題には共通点が少なくないと感じます。

現在は再びスタッフ弁護士に戻った私ですが、被災自治体職員としての3年間の経験を忘れず、今後も頑張つてまいります。



イラスト=小池アミイロ

➡スタ弁(スタッフ弁護士)って? …… 全国各地にある法テラスの法律事務所等で働く弁護士です。